

扶養親族等の数	児童扶養手当(令和6年11月分から)		
	受給者本人所得制限額		扶養義務者 配偶者(父母障害の場合) 所得制限額(収入目安) ※10月分以前からの変更はありません
	全部支給(収入目安)	一部支給(収入目安)	
0	690,000(1,420,000)	2,080,000(3,343,000)	2,360,000(3,725,000)
1	1,070,000(1,900,000)	2,460,000(3,850,000)	2,740,000(4,200,000)
2	1,450,000(2,443,000)	2,840,000(4,325,000)	3,120,000(4,675,000)
3	1,830,000(2,986,000)	3,220,000(4,800,000)	3,500,000(5,150,000)
4	2,210,000(3,529,000)	3,600,000(5,275,000)	3,880,000(5,625,000)
5	2,590,000(4,013,000)	3,980,000(5,750,000)	4,260,000(6,100,000)

児童扶養手当は受給者本人、扶養義務者および配偶者(父母障害の場合)の各々の所得を参照し、その全員が所得制限額未満の所得である方へ支給されます。

扶養家族等の数とは、受給者本人、扶養義務者および配偶者が、令和5年末の時点で扶養していることを年末調整や確定申告で申告し、税法上の扶養控除を受けている人数です。(受給者等が税法上の扶養に入れていない子やその他親族は人数に含めません)

受給者本人とは、児童を養育するひとり親の方(父、母、または養育者)を指します。

養育者とは、児童の父または母以外で、児童を養育する者を指します。

扶養義務者とは、受給者の直系親族または兄弟姉妹のうち、同一住所に居住する者を指します。

※民法第877条により、直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務があります。

配偶者とは、父母障害の要件で手当を受ける場合の、受給者の夫または妻を指します。

収入は目安として掲載するものであり、手当額の判定には所得を用います。

ここでいう所得とは、令和5年1月1日から12月31日のまでの税法上の総所得金額等に、児童扶養手当用の計算として、以下のうち当てはまるものを算入し、控除した額です。

・算入するもの

同期間に受け取った養育費の8割および同期間分の非課税年金の所得

・控除するもの

社会保険料(一律8万円)、特定扶養親族控除(12月31日時点で16~18歳の一般扶養を含む)(1人につき15万円)、医療費控除・雑損・小規模共済等掛金・配偶者特別控除(各相当額)、障害者控除(27万円)特別障害者控除(40万円)勤労学生控除(27万円)、老人扶養控除・老人控除対象配偶者(1人につき10万円)、給与所得・課税および非課税年金からの控除(10万円)

ひとり親控除(扶養義務者・養育者のみ。35万円)寡婦控除(扶養義務者・養育者のみ。27万円)

・児童扶養手当は、公的年金制度を補完するものであるため、公的年金等と児童扶養手当を同月分として受給する場合は併給制限がかかり、児童扶養手当が減額されます。

全部支給の所得制限額未満の所得の方の手当月額は、基本額(第1子分):45,500 円 第2子以降加算分:1人につき10,750円となります。

全部支給の所得制限以上かつ一部支給の所得制限額未満の所得の方の手当月額は、第1子分:45,490円~10740円、第2子以降加算分:1人につき10,740円~5,380円の間となります。(所得額により決定)

一部支給の方の計算式

基本額(第1子分) $45,490 \text{ 円} - (X - Y) \times 0.025$

X = 受給者の所得額 Y = 全部支給所得制限限度額(例えば扶養1人であれば107万円)

$(X - Y) \times 0.025$ の部分は10円未満四捨五入

第2子以降分、ひとりにつき $10,740 \text{ 円} - (X - Y) \times 0.0038561$

$(X - Y) \times 0.0038561$ の部分は10円未満四捨五入

例えば、総所得金額等が1,700,000円、対象児童1人、扶養が1人で扶養義務者なしの場合

$1,070,000 \text{ 円} \leq 1,700,000 \text{ 円} < 2,460,000 \text{ 円}$ → 一部支給

$45,490 \text{ 円} - (1,700,000 \text{ 円} - 1,070,000 \text{ 円}) \times 0.025 = \underline{29,740 \text{ 円}}$